平成２１年（フ）第８８８号
京都府向日市上植野町浄徳８番地の２　ドミール西向日105号
債務者　森　　小知
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９４２号
京都市右京区太秦石垣町16番地22　ＭＡＰＬＥ　ＨＯＵＳＥ202
債務者　金子　朋代（旧姓宮川）
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９６６号
京都市下京区木津屋橋通堀川西入川端町322番地の１
債務者　たこ吉こと　髙居　昭弘
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４６号
京都府京丹後市久美浜町芦原556番地の１
債務者　岡田　久美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２１年（フ）第２１号
京都府舞鶴市字福来15番地府営住宅102号
債務者　柳内　里佳
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２０年（フ）第２０８２号
堺市南区庭代台３丁９番59号
債務者　本田吾由美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９０号
大阪府富田林市高辺台２丁目11番24号
債務者　名取　和子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
堺市南区原山台１丁５番３―712号
債務者　カラオケ喫茶かりんこと　中林　元子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
大阪府富田林市若松町１丁目７番47号
債務者　大西小世子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４６２号
大阪府柏原市大県３丁目13番25―206号、前住所奈良市鶴舞西町２番10―Ｃ―509号
債務者　池田　純忠
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
堺市南区原山台１丁７番４―208号
債務者　宮本和歌子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５４７号
堺市中区陶器北1691番地１―312号
債務者　大宅　正彦
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
堺市中区陶器北1691番地１―312号
債務者　大宅ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５５８号
堺市堺区南清水町３丁３番24号　さつきハイツ３―Ａ、前住所大阪府富田林市寺池台４丁目２番320―108号
債務者　藤澤　信子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
福岡県大川市大字大野島2797番地３
債務者　井口　圭一
1　決定年月日時　平成21年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月11日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
山形県鶴岡市城南町９番34―205号県営城南アパート
債務者　叶野　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第７７号
山形県鶴岡市田麦俣字七ッ滝45番地
債務者　遠藤　絹子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第８２号
山形県鶴岡市工藤字樋口21番地２
債務者　工藤　典子
1　決定年月日時　平成21年６月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
山形地方裁判所鶴岡支部